

新たな「部落地名総鑑」事件とネット公開

～公然化・扇動化・悪質化する差別の現実～

山口県人権啓発センター

事務局長 川口 泰司

1. 市民の部落差別への感覚

- ①「今でも、部落差別ってあるの？」(身近に感じない。昔の話)
- ②「そっとしておけば自然になくなる」(「寝た子を起こすな」論)
- ③「自分は差別しないから、関係ない＝学ぶ必要もない」(「無知・無理解・無関心」)

2. 「差別的情報」と「部落地名総鑑」が検索トップ

- ①「偏見・差別的情報」が圧倒的(検索上位)
- ②「部落地名総鑑」が公開(ネットで身元調査が可能)
- ③ネット対策の遅れ(偏見・投稿の爆発的拡散)
⇒差別を正当化する論理が拡散(「解同差別」という大義名文＝被差別者責任論)

3. ネット版「部落地名総鑑」の公開

(1) ネットで身元調査が可能な状況が放置

- ①部落地名総鑑が検索トップ(「同和地区」「部落問題」検索)画面に！
- ②同和地区の所在地を地図化(Google マップ、ストリートビューを利用)
- ③部落出身者リストを作成・公開(市町村別の部落出身者の「苗字」を1万人以上)
- ④解放運動団体の役員・個人の名前・住所・電話番号等(1000人以上)公開
- ⑤同和地区の所在地を調べる方法を教示
⇒「誰でも気軽に、ネットで身元調査」が可能な仕組みを作る
⇒「部落」と「部落民」をネット上に晒し続ける行為

(2) 「全国部落調査」復刻版出版事件

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ①「全国部落調査」復刻版出版事件 | ⇒裁判勝訴へ |
| ②「同和地区 wiki サイト」類似サイト | ⇒削除要請、作成関与者の摘発 |
| ③同類書籍の販売 | ⇒出版差し止め、業界団体の自主規制 |
| ④スライドシェア、海外図書館への情報登録 | ⇒専門家を入れた対応・要請を検討 |
| ⑤広告収入・アフィリエイト | ⇒スポンサー企業への撤退要請 |
| ⑥その他 | ⇒「部落地名総鑑」規制の法令制定 |
- ※注意：閲覧数が多くなる程、彼らに収入(利益)となる仕組み。

(3) 差別性と問題点

- ①部落差別の助長・誘発・扇動そのもの(部落と部落民を「暴き」、ネット上に「晒す」)
- ②「部落地名総鑑」の公表・販売は、身元調査・差別に利用される。
- ③部落解放運動、同和行政・教育の成果の破壊

4. 「全国部落調査」復刻版 発刊事件

(1) この間の経過

2016年

- 2/5 鳥取ループ@示現舎が『全国部落調査・復刻版』をAmazonで予約開始(4/1 発売)
- 2/10 アマゾン出版が販売中止(既に53冊予約済)
- 2/15 解放同盟中央本部が法務省へ申し入れ、東京法務局が宮部から事情聴取
- 3/8 解放同盟中央書記長が本人と面談(発刊中止の要請を拒否)
- 3/10 参議院法務委員会(有田議員が質問)
- 3/22 解放同盟が横浜地裁へ出版禁止の仮処分を申立
- 3/28 横浜地裁が『全国部落調査・復刻版』の出版禁止の仮処分決定
- 3/29 東京法務局長が示現舎(宮部)に「人権侵犯事件」として説示
- 3/29 ヤフオクに『全国部落調査』と訴訟資料を出品、51,000円で落札(150件入札)
- 4/4 解放同盟が横浜地裁へウェブサイト「同和地区wiki」掲載禁止の差止申立
- 4/5 参議院法務委員会(有田議員が質問)
- 4/12 ネット上に『復刻・全国部落調査』印刷用PDF公開・拡散、製本方法も解説
- 4/18 横浜地裁がウェブサイト掲載禁止の仮処分決定⇒ミラーサイト(複写)、拡散
- 4/19 部落解放同盟員248名が東京地裁に「損害賠償請求」(約2億8千万円)
- 7/5 第1回口頭弁論(東京地裁)
- 7/19 横浜地裁相模原支部が宮部に1日10万円の制裁金決定(間接強制)
- 9/27 第2回口頭弁論(東京地裁)
- 12/12 第3回口頭弁論(東京地裁)
- 3/13 第4回口頭弁論(東京地裁)

(2) 鳥取ループの主張(要点)

- ①部落差別は、もうない。だから、同和地区を明らかにしても差別はおきない。
⇒「部落差別の現実」と「被差別者(当事者)」が欠落
- ②差別があるのは解放同盟の責任。糾弾や「同和利権」など、差別されても仕方ない。
⇒「差別の自己正当化」(被害者責任論)
- ③当事者が同和地区を明らかにすることはOKなのに、他人がダメはおかしい
⇒「名乗る」こと「暴く」ことは違う。(「カミングアウト」と「アウティング」)
⇒本人同意なく「暴く」ことは、プライバシー侵害であり、差別扇動!

5. 現実社会への影響

(1) 学校現場への影響

- ①関西の大学生のレポート(友人、恋人、自身の身元調査)
- ②四国・関西地方の中学校(地元の部落検索、「同和利権」等)
- ③関西地方の中学校(「ヤクザの7割は部落民」発表)

(2) 電子版「部落地名総鑑」の影響(身元調査の容易性)

- ①結婚調査・土地差別調査に利用されている。(知恵袋など)
- ②行政への差別問合せ事件(結婚・引越先等が同和地区かどうか)
- ③解放運動関係者への非通知(無言)電話、自宅への差別ハガキ(年賀状)

(3) 当事者への二次被害

- ①当事者への肯定的アイデンティティの否定、社会への信頼破壊
- ②閲覧によるダメージの蓄積

6. 部落差別解消に向けたネット対策

(1) ネット版「部落地名総鑑」の削除要請を！

- ・行政は、ネット版「部落地名総鑑」のコピーサイト・類似サイトの削除要請を！

(2) 実態把握と相談窓口の設置

- ①すでに、ネット上では結婚調査や土地差別調査に利用されている実態把握・調査。
- ②電子版「部落地名総鑑」で公開されている地元・関係者への事実告知と相談体制の充実
- ③全国的な被害実態の集約と課題の整理

(3) 同和教育・啓発のネット対策の充実【正しい情報発信とカウンター投稿】

- ①ネット上では、正しい部落問題の情報発信が圧倒的に少ない。
- ②ウィキペディア（ネット版辞書）への「正しい」情報掲載の必要性。
※解放同盟＝「同和利権」＝「糾弾」＝「八鹿高校事件」＝「暴力集団」
「部落差別ではない。『解同』差別」（部落差別の原因は「解放同盟」＝「部落にある」）
- ③ヤフー知恵袋等の質問・相談サイトへの偏見・差別的回答へのカウンター投稿。
- ④Twitter やSNS上での、部落問題の情報発信。
- ⑤アマゾンの書籍レビューや「いいね」投稿。
・差別的書籍への高評価レビュー。逆に解放出版社の本などは最低評価（or レビューなし）。
- ⑥鳥取ループ・示現舎へのカウンターサイトの必要性
・『全国部落調査・復刻版』出版裁判 サイトの立ち上げ
公式サイト・・・検索「ストップ！部落調査」<http://www.stop-burakuchousa.com/>
支援者サイト・・・検索「ABDARC」（アブダーク） <https://www.abdarc.net/>

(4) 部落問題学習の充実を！

- ・「無知・無理解・無関心」な人が、ネット情報を鵜呑みにして、ヘイターになっている。
- ・ウイルス（差別情報）が蔓延する社会に、ワクチンを打たずに、子どもを放り出すのか？
⇒「寝た子」は危ない！ 同和教育を徹底して実施していくこと。
⇒「顔が見えない部落問題」＝「当事者からとの出会い学習」などが重要！

7. 法務省のネット上の人権侵害削除要請の現状

(1) ネット上の人権侵害事件（2015年受理件数）・・・1736件（前年比21.5%）

(2) 法務省の削除要請率・・・9%（185件／1736件）

- ①基本的に本人がプロバイダー等へ削除依頼。法務省は「援助」が基本。
- ②法務省がプロバイダー等へ削除要請する条件（人権侵害事件と認定した場合）
⇒被害者自らによる削除依頼が困難な場合 or 本人が削除要請をしてもダメな場合
※「援助」68%（1191件）・・・本人が削除要請
※「要請」9%（185件）・・・法務省が削除要請

(3) 同和問題の削除要請

2013年5件、 2014年10件、 2015年30件

(4) 個人の削除要請の現状

- ①個人が削除要請しても、ほとんど対応されない。「2ちゃんねる」削除率は約10%
- ②海外の業者利用の場合、国内法が適用されず、他言語で部落差別を説明するのも困難。
⇒個人より、国や行政が削除要請する方が、削除率が高く・被害者救済に効果的！

8. 国・地方自治体に出来ること

(1) 相談窓口の設置

- ・被害者を確実に救済する仕組みの整備が急務。
- ・ネット人権侵害の専門家の育成・配置。対応可能な機関との連携・誘導。

(2) 違反通報窓口の設置

- ・行政自ら発見するには限界がある。
- ・市民から通報してもらい、行政が削除要請等の対応も効果的。

(3) モニタリングの実施

- ・差別的サイト、同和地区情報の差別的拡散などをモニタリングし、削除要請等の対応。
- ・外部団体への委託やボランティアスタッフ等との連携した取り組み。

【具体的実践例】

- ①法務省：ヘイトスピーチ対策の専属スタッフ（数名配置で削除要請等への対応）
- ②大阪市：HPに差別書込の通報窓口を設置。
- ③奈良県：インターネットステーション（週2回、5人で監視、75%が部落差別の書込）
- ④伊賀市：モニタリング・削除要請
- ⑤尼崎市：モニタリング
 - ・5台のPC、週2回、2時間程度⇒職員人権研修として。
 - ・個人や部落を特定した差別情報を法務局へ提供。削除要請
 - ・平日午後2時間程度、部落や在日、障がい者等のワード検索。
 - ・月曜日は尼崎人権啓発協会（委託：1年間約7万円）、火・水・木曜日は人権課職員。
 - ・金曜日は他部署の一般職員が、人権研修の一環として応援に。

- ⑥福山市：モニタリング（人権推進課2名、毎日1時間程度、市内の部落に関する情報等）

- ・2015年度は49件削除要請し、約7割が削除

- ⑦各県教委の「いじめサイト」対応（専従職員体制、専門業者へ外部委託等）との連携

(4) 欧州のヘイトスピーチ対策

- ①フランス政府、ネット監視機関の創設（130億円、人種差別発言の取締）

②インターネット上の差別にも対抗している欧州の差別禁止法

- ・英国では複数の法律（公共秩序法、刑法、人種及び宗教憎悪禁止法、サッカー犯罪法など）によって、肌の色、人種、国籍、出身、宗教、性的指向による、ある人への憎悪の表現を禁じている。違反した場合は罰金か、禁錮刑、あるいはその両方が科せられる。
- ・ドイツでは、ヘイトスピーチには刑法の民主煽動罪が適用。ヘイトスピーチを禁止し、違反すれば最長で禁錮5年が科せられる。
- ・フランスでも英国やドイツと同様の動きをする複数の法律があり、1990年には、ホロコースト（ユダヤ人虐殺）の否定や人種差別的言動を禁止する「ゲソー法」が成立。

(5) 中国・韓国の実名制ネット

①韓国のネット掲示板・実名登録制

- ・韓国では2007年から、匿名ではネット掲示板を利用できない。
- ・政府がサイト運営者に、「インターネット実名登録制」を義務付けた。
- ・住民登録番号（日本のマイナンバー）を入力し、認証センターで本人確認後、掲示板利用。
⇒誹謗中傷事件の検挙率が飛躍的に向上。治安効果が証明され、後戻りできない。

※（2012年8月23日、韓国の憲法裁判所が「実名登録制」に違憲判決）

②中国のインターネット実名登録制

- ・2012年からネット「実名登録制」の義務化。
- ・サービス利用契約時に、身元確認を義務づけ。情報発信サービスの提供でも身元確認。
- ・Twitterやネット掲示板などに匿名で投稿できない。
※言論統制の狙いもあり、人権侵害との意見も。

9. 企業（サービス事業者）に出来ること

(1) 差別的投稿・不適切書き込みのチェック（自動システムチェックの導入）

- ①差別的・侮辱用語の自動収集・チェックを行い、発信者に警告を表示。
- ②HP、ブログ、掲示板、SNSなどネットサービスは、すべてサーバーを通過・利用。
⇒ネット掲載する前に、不適切用語をPCが事前チェックすることは技術的に可能！

(2) 利用規約に「人権ガイドライン」（差別投稿・部落地名総鑑公開の禁止）規定を！

- ①利用規約に「差別投稿」は削除と明記！削除要請に従わない場合は、事業者が削除。
- ②利用規約に「部落地名総鑑」の流布の禁止規定を！
・Yahoo!オークション、通販サイト・電子書籍等での「部落地名総鑑」の販売禁止を！
- ③差別的サイトには、広告バナー等の不掲載・撤退の対応を！

【参考】一般社団法人テレコムサービス協会が「人権ガイドライン」が推奨

同協会が推奨・紹介「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」

※契約約款モデル条項は、電子掲示板の管理者やインターネットサービスプロバイダ等が自らの提供するサービスの内容に応じて、自らが必要とする範囲内で契約約款に採用してもらうことを目的としている。

契約約款の例：（禁止事項）

「他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為」

(3) ヘイトスピーチ対策

①Twitter、Facebook、YouTube、Microsoft、Google5社（24時間以内に削除）

- ・ドイツ政府、欧州委員会のヘイトスピーチの拡散を防ぐための規約に5社が合意。
- ・欧州ではネット上のヘイトスピーチの通報に対して、24時間以内に確認し、削除対応。

例）法務省が要請…崔江以子さん YouTube、Twitter、アメブロ等が削除（昨年11月）

②Twitter 社日本人

- ・「特定の人種、性別、宗教などに対するヘイト行為」の禁止をユーザーに明示。
- ・ヘイト対策法後「法務局が違反判断した削除要請には関しては対応する」と回答

- ・Twitter 上に「違反報告」フォームを設置。

(4)「児童の保護」・犯罪等への対策

①Mobage : DeNA

- ・違反書込を2分以内に削除(目標)、出会い系として利用されないように。
- ・400人のスタッフ、24時間365日体制。東京と新潟の加味・サポートセンター。
- ・システムがNGワードを自動チェック、グレー判定された投稿がスタッフに通知・判断。
- ・システムチェック出来ない動画や画像は、すべて目視でチェック。

②mixi

- ・200人のスタッフ、24時間365日体制。ネットパトロール。
- ・違反単語がシステムでピックアップ。規約違反の悪質書き込み、違反常習者は退会処分。

③GREE

- ・24時間365人体制。パトロール体制。
- ・禁止用語を指定し、メッセージ内容を機械的に監視。不適切な単語のメール送信を阻止。
- ・日記、コミュニティ、フォト・動画、チャットの内容が対象。
- ・不適切な書き込みに対しては、削除、勧告、利用停止等の措置。
- ・利用規約に、「必要な範囲でメールの内容を確認する」と、事前承諾を得ている。

10. 個人に出来ること(反ヘイトスピーチの闘いから学ぶ)

(1) 差別投稿への通報・報告

- ①Twitter、Facebook、動画サイト(YouTube、ニコ生)への通報
 - ・悪質な動画サイト⇒作成者・管理者に、弁護士から内容証明で削除要請。
- ②差別的投稿を発見⇒SNSで多くの人に呼びかけ、通報を手伝ってもらう。
- ③差別的ブログ⇒プロバイダーに報告
- ④悪質、事件性(脅迫等)がある場合⇒サイバー警察(全国の都道府県警に設置)
- ⑤企業で差別的行為⇒メール・電話・FAX等で抗議、改善を要請

★通報の課題

- ・通報しても、別のアカウントでのヘイト投稿。いたちごっこ。
- ・被害者、当事者が通報し続けることは、しんどい。
- ・Twitterやサイト運営者が先に発見して、削除する仕組みが必要。

(2) カウンター投稿・情報発信

- ①Twitterで差別的投稿がきても、無視・放置せず、可能な範囲で返答、ブロック・報告
- ②ネットラジオ(例:凡どどラジオ)、ネットテレビ放送(例:「のりこえTV」)
- ③TwitterやFacebookでの情報発信、リツイート・シェア拡散
- ④スマホから動画で生配信(ツイキャス)
- ⑤チェンジオルグを使用し、署名活動。
- ⑥パレード・フェスタの実施
- ⑦ヘイトデモでのカウンター時に、通行人の人たちへビラ配り。

11. 法制度の課題

(1) 「プロバイダ責任制限法」(2002年施行)

①「掲載内容の削除」と「発信者の身元情報の開示」が可能に。

- ・管理者が「削除」しても責任を問われない(「相当の理由」(裁判のため)がある場合)
※被害者から要請があり、削除要請し7日以後、対応なしの場合、削除可能に

- ・「発信者の身元情報(氏名・住所)の開示」が可能に！

※開示請求の前提「相当の理由」…訴訟のため(損害賠償請求など)

※しかし、海外のプロバイダに対しては、法的拘束力なし。

例) 鳥取ループ・示現舎ブログ……アメリカのプロバイダーを利用。

②「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」

- ・法務省は、このガイドラインに基づき削除要請を実施している。

- ・「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討会議協議会」が作成。

(テレコムサービス協会、電気通信事業者協会、日本インターネットプロバイダー協会)

⇒「部落地名総鑑」流布禁止、ヘイトスピーチ禁止規定を入れさせる取り組みを！

③サイトの常時監視義務なし(ガイドライン)

- ・管理者の責任は免除されている。現状は「書きたい放題」「書かせたい放題」で、

→プロバイダ責任制限法「ガイドライン」の改正 「常時監視義務」の導入を検討！

④海外事業者への協力体制の強化等が課題

例) EU加盟諸国の場合、国内法であっても、他国と協力する基盤がある。(実例は未確認)

検索「EU インターネットユーザーのための人権ガイド」

検索「駐日欧州連合代表部 人権と民主主義に関するEUの戦略的枠組み」

※日本においては例えば、G7やASEANでの枠組みづくり等を提案？

(2) 改正「個人情報保護法」(2017年5月施行)の「要配慮個人情報」

- ・「要配慮個人情報」の「社会的身分」とは同和地区出身が分かる情報に該当！

- ・「部落地名総鑑」(同和地区所在地リスト)も、該当させる取り組みを！

※大阪府個人情報保護条例は、同和地区の所在地情報も「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」(第47条第2項2)に該当。このため、不動産物件が「同和地区にある」という情報等を収集、顧客に教示する行為は、府個人情報保護条例第47条違反。

【参考資料】 ネット上での部落差別事案の判例

(1) 愛知県 差別HP「B地区へようこそ」をめぐる名誉毀損 判決

2007年、愛知県をはじめ、三重県、岐阜県内の同和地区を探索した上、地域や住宅等の写真撮影をした上で、「B地区へようこそ」と題したHP上に公開。さらに、同和地区や出身者に対する差別を助長・扇動するような内容の文書も同時に掲載。そのHPにて愛知県内の同和地区にある企業2社の名誉を毀損。

「手口は未熟で浅はか」「愚劣で陰湿」「被害会社の名誉及び社会的信用を著しくそこなうことはなほだしい上、差別助長も多いに懸念される」とし、懲役1年、執行猶予4年の判決。

(2) 元尼崎市職員による差別・人権侵害HP及びメール送信に関する名誉毀損、損害賠償請求訴訟

尼崎市の元職員は2003年、ヤフーを経由してホームページ「尼崎市役所の職員を監視するNPO<Lemon Club>」を開設。そのなかで当時、尼崎市役所監査事務局の男性係長(45)を名指しし、「この係長

は妻子があるにもかかわらず、好みの女性と少しでも顔見知りになると、必ずしつこく何回も飲みに誘います。そして、飲んだ後は例外なしにホテル連れて行こうとし、少なくとも、確認されただけで1人の女性がレイプされています」といった事実無根な投稿が数多く行われ、係長が部落解放同盟に所属していることを、似非同和行為まがいな問題を起こしている等も投稿されていた。

また市長をはじめ、尼崎市の幹部に対して上記のような内容やホームページのリンクを貼り付けたメールを送り、被害を拡大させようとした。メールは、アリバイをつくるために実行者が勤務中に送信されるように設定したほか、本人の特定が困難になるよう海外サーバーを経由してホームページが立ち上げられていた。被害者は名誉毀損で被害届を出し、警察の捜査の結果、同じ尼崎市職員にたどり着いた。被害者は損害賠償請求を起こし、判決は被告は、原告に対し、120万円を支払うよう命じた

(3) 滋賀県「同和対策地域総合センター要覧」情報公開請求に関する訴訟

「同和対策事業の資料を公開しなかったことが妥当かどうか」が争われた上告審で、最高裁の判決は、「公開すれば差別を助長するおそれがある」とし、非公開を妥当とする判決が出す。一審では非公開を妥当としたが、二審の大阪高裁は「所在地などの情報は、市や町の設置管理条例の中に記されている」として公開を命令し、滋賀県側がこれを不服として上告していた。小法廷は「公開されると、センターが設置されている地域が同和地区と認識され、居住者や出身者への差別意識を増幅する」と指摘し、「滋賀県の同和対策事業にも支障を及ぼす」とした。

① 滋賀県の主張（滋賀県情報公開条例第6条1項と6項に該当するから開示できない）

(1) 第6条第1項（「個人に関する情報」）に該当する

- ①同和地区名として特定された地区名は、関係者の個人の住所・属性に関する情報であり、個人に関する情報である。住宅地図や電話帳など通常容易に入手できる情報と照合することで特定個人を識別できる。
- ②たとえ識別できないとしても差別意識が払拭されたとは言えない状況にあつては差別を引き起こす蓋然性が高い。

(2) 滋賀県情報公開条例第6条6「事務の円滑な実施を困難にする情報」に該当する

- ①人権施策推進課・・・県民向けのさまざまな人権啓発事業を実施
- ②労働雇用政策課就業支援室、商工政策課・・・就職差別をなくして就職の機会均等の保障を図るための企業に対する指導、研修、啓発事業を実施
- ③住宅課・・・宅地建物取引の場における人権問題解消に向け、宅地建物取引業者に対する人権啓発活動、指導等を実施

→同和地区情報の開示は、滋賀県情報公開条例の第6条第6項に該当するとの判決！

つまり、人権啓発・人権施策事業の「事務の円滑な実施を困難にする情報」に該当と判断！

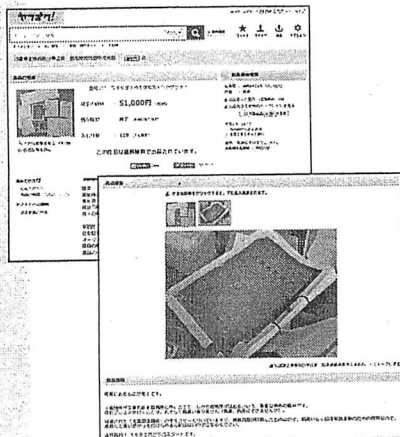
しかし、第6条第1項（個人に関する情報）には触れなかった。

（※どちらかが該当すれば、それだけで非公開との判決が出来るので）

(4) 奈良県「水平社博物館」前 差別発言に対する名誉毀損及び損害賠償請求訴訟

判決では、「被告は、原告が開設する水平社博物館前の道路上において、ハンドマイクを使用して、「穢多」及び「非人」などの文言を含む演説をし、上記演説の状況を自己の動画サイトに投稿し、広く市民が視聴できる状態においている。そして、上記文言が不当な差別用語であることは公知の事実であり、原告の設立目的及び活動状況、被告の言動の時期及び場所等に鑑みれば、被告の上記言動が原告に対する名誉毀損に当たると認めるのが相当である」とし、原告に生じた損害の額としては、「被告の不法行為となる言動はその内容が原告の設立目的及び活動状況等を否定するものであり、しかも、その時期、場所及び方法等が原告に対する名誉毀損の程度を著しくしていることなどの事情に鑑みれば、被告の不法行為によって原告に生じた有形、無形の損害は相当大きなものであるといわざるを得ない」とし慰謝料150万円とした。

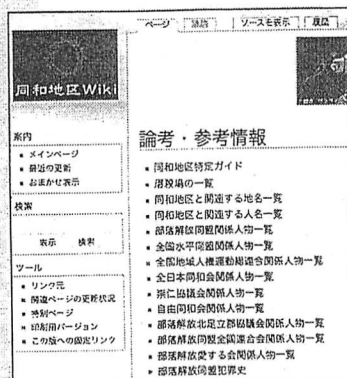
ヤフーオークションに全文コピーを出品。 数多くの抗議にもかかわらず落札



仮処分決定直後、鳥取ループはヤフーオークションに部落解放同盟による申立書一式を出品した。そのなかには問題の『全国部落調査』の全文コピーも含まれていた。

全国から数多くの違反報告がなされたが、ヤフーオークション側はページを削除することなく最終的に150人が入札。51000円という高額で落札された。

ネット上には今も地名のみならず 無断で個人名・住所・電話番号が



鳥取ループがネット上で運営する「同和地区 wiki」。同和地区の地名情報のみならず、地区を特定するためのノウハウを書いた「同和地区特定ガイド」や「人物一覧」として数百人におよぶ関係者の氏名・住所・電話番号までもが無断で掲載されている。

同和地区Wikiの趣意

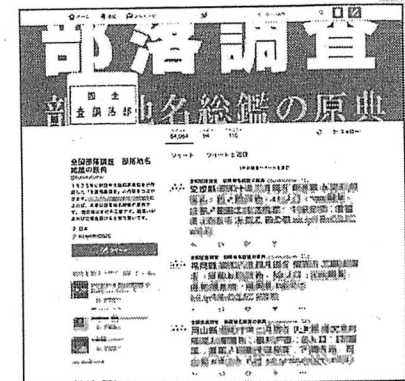
同和地区Wikiの目的は、全ての同和地区（別名・被差別部落、未解放部落、あるいは単に「部落」、路地）の正確な情報を調査することです。(1)(2)(3)

上記の目的以外の、二次的な目的・思想信条・所属団体・社会的立場といったことは一切問いません。ただ「同和地区を特定する」という共通の目的を持つ人々によりこのWikiは作られます。

地区名、戸数、人口、職業・・・ ツイッターを用いて10分ごとに発信

止まることを知らない鳥取ループの暴挙。今度はツイッター上に「全国部落調査 部落地名総鑑の原典」なるアカウントをつくり、10分ごとに同書の内容を発信しはじめた。

地区名、戸数、人口、主な職業など各同和地区の詳細な情報が今現在もリアルタイムで垂れ流されている。



現行法の不備は明らか 一日も早く法的措置を

日本の現行の法制度は、こうした悪質な部落差別行為に対してあまりにも無力だ。2003年に国会に上程された「人権擁護法案」ではこうした『部落地名総鑑』を作成・販売くめて規制することが想定されていた。

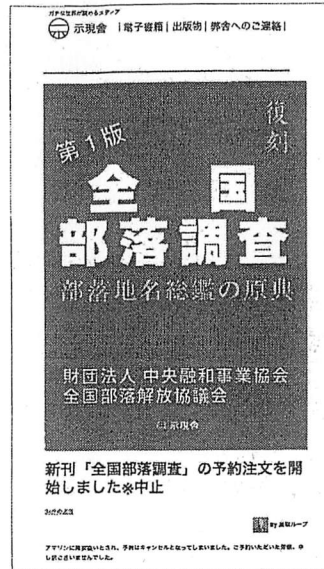
それから13年。政治が手をこまねいている間に、日本社会にはインターネットを中心に同和地区の所在地情報が氾濫し、限りなく差別身元調査のハードルは下がった。一日も早く悪質な部落差別行為を禁止・規制する法制度の確立が求められる。



「部落地名総鑑」の「原典」を復刻・販売の動き

部落の所在地情報を弄ぶ 鳥取ループ・示現舎の愚行

「同和はタブーだ」と思い込んでいる人たちをおちよくるためです。部落の地名をネット上で晒しつづける理由をこう語る鳥取ループが究極の差別図書に手を染めた。



販売中止を伝える示現舎のブログ

2016年2月、鳥取ループ・示現舎から「復刻 全国部落調査 部落地名総鑑の原典」なる書籍がアマゾンを通じて4月1日から販売されるとの情報がネット上を駆け巡りました。

「全国部落調査」とは財団法人

会、指定都市市長・教育委員会に対して出しています。

「取り扱いは行わない」

同書を復刻・販売するとの情報を把握し、部落解放同盟では法務省に申し入れを行い▽鳥取ループ・示現舎の行為は「出版の自由」「表現の自由」の範疇を逸脱するものであるとともに、明らかに差別行為であり、部落差別を助長するものであると考えるが法務省の見解を明らかにすること▽復刻・販売は差別を拡散・助長する恐れがあり販売されない方策を図ること▽復刻・販売は差別目的であり鳥取ループ・示現舎に厳正なる指導を行うこと、などを求めました。

「無料で公開すればいい」

鳥取ループ・示現舎は自ら立場を「同和行政を中心とする地

中央融和事業協会が1935年

に調査を行い、翌1936年に発刊したもので、全国5360カ所に及ぶ部落の地名、世帯数、人口、主な職業などが掲載されているもの。部落問題の基礎資料として扱われ、研究者の間でも慎重

方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究」と称し、2009年頃からネット上にブログページなどを開設。グーグルマップを利用して鳥取・滋賀・大阪などの部落の所在地を公開。また、ツイッターを用いて大阪の部落の地名を随時発信するなどの悪質な行為を繰り返してきた人物です。2010年頃に任意の出版社「示現舎」を設立し、「同和と在日」などの電子書籍も発行しています。

鳥取ループは自らのブログで部落の地名をなぜ晒すのかについて「理由は様々ですが、第二に「同和はタブー」だと思い込んでいる人をおちよくるためです」と記述しています。

さらに示現舎のブログでは「部落地名総鑑の収集と提供を制限することは『図書館の自由』に反しないのか（中略）筆者にはシンプルかつ強力な解決案がある。簡単だ。部落地名総鑑を無料で広く公開すればよいのだ。公然のものになっただけ、少なくとも部落地名総鑑については、そもそも収集と提供を行う必要はなくなる。部落地名総鑑の存在があり

の上に慎重を重ねて取り扱われてきたものです。

これが復刻され、ネットや書店を通して販売されるような事態となれば、1975年に発覚した大きな社会問題となった「部落地名総鑑」と同様の前代未聞の人権侵犯事件となります。

結婚や就職時に差別

全国の部落の地名を掲載した「部落地名総鑑」は1975年に部落解放同盟大阪府連への匿名の投書でその存在が判明して以降、2002社を越える大手企業や個人が購入していたことが発覚

ふれたものになれば、古地図や古文書の類でいちいち騒ぐ人もいなくなるだろう」と記述しています。

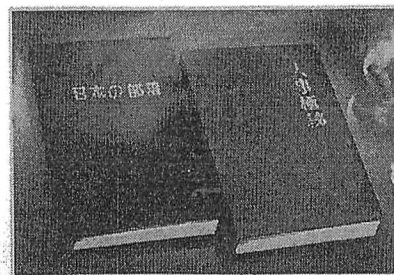
日本社会には今なお部落差別が厳しく存在し、差別身元調査が横行しています。自らの行為によって傷つく人たちが大勢いることになったかと思いが至らないのでしょうか。

求められる法規制

日本では「特定の集団」に対する差別表現を取り締まる法律はありません。「人権擁護法案」以降幾度も議論がなされてきまし

しました。結婚や就職の際の身元調査に利用するなど部落差別を助長、拡大する悪質な差別図書として国会でも取り上げられ重大な社会問題となりました。

当時の総務庁長官は「同和地区住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、その他さまざまな差別を招来し助長する悪質な差別図書が発行され、一部の企業においてそれが購入されたという事件が発生したことは、まことに遺憾なことであり、極めて憤りにたえない」との談話を発表。各省庁の事務次官も同様の通達を異例の連名で都道府県知事・教育委員



大きな社会問題となった部落地名総鑑

たが、政治の怠慢によって未だ法制化されていないのが実情です。日本の現行法ではあくまで具体的な個人に引きつけて、その人物が被害者として「名誉毀損」や「侮辱」であると主張しない限り、取り締まれないのです。

今回の「復刻 全国部落調査 部落地名総鑑の原典」の発行は、悪質な差別行為に他なりません。この書籍の発行・販売の中止はもとよりインターネット上にいまだ掲載されている部落の一覧についても確実に削除が可能となる法的規制を求めているかねばなりません。

3月10日・参院法務委員会で 有田芳生参議院議員が質問

有田参議院議員 「全国部落調査」を復刻しようとしている動きがあるが。

岡村人権擁護局長 承知している。2月通販サイトで予約を受け付けその後停止されている。

有田参議院議員 これが東京オリンピック・パラリンピックをひかえた日本の人権の状況だ。大臣に聞きたい。部落地名総鑑のようなものを規制する法律が必要と思うが。

岩城法務大臣 ネット上で特定の地域が同和地区であるという情報が掲載されていることは人権擁護上看過できない問題であってはならないこと。認知した場合にはプロバイダなどに要請するなどの対応に努めてきたが、その要請にこたえていないことがあることも承知している。引き続き強く要請していく。

有田参議院議員 部落地名総鑑は表現の自由ではなくナイフそのもの。与野党を越えて対応していかねばならない。

平成29年 月 日

インターネット上における人権侵害情報

1 申告者等の住所、氏名、生年月日、性別、職業、私人・公人又は著名人の別

(1) 住 所

山口県

(2) 氏 名

(3) 生年月日、性別

昭和 年 月 日生 (歳)

性 別

(4) 職業

(5) 私人・公人又は著名人の別

(6) 被害者

申告者に同じ

2 情報流通を知った経緯（日時、方法等）

3 人権侵害情報の掲載場所（インターネットのアドレス等）

4 人権侵害情報の内容

5 当該情報が人権侵害であるとする理由

6 具体的被害の有無 有 ・ 無
(具体的な被害内容)

7 情報内容の真偽及びそれを証明する証拠の有無

(1) 情報内容の真偽についての主張

(2) 証明証拠の有無 有 ・ 無

8 申告者等からのプロバイダ等への削除要請の有無 有 ・ 無

9 被害者自ら被害の回復予防を図ることが困難な事情の有無 有 ・ 無

10 法務局においてプロバイダ等に削除要請し、情報が削除された場合、その行為を非難する書き込みが行われる等の二次被害が発生する事もあり得ることから、そのことに対しての事前承諾の有無
有 ・ 無

11 その他の参考事項